

## 第7回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年1月22日（月）午後2時00分  
閉 会 令和6年1月22日（月）午後2時30分  
場 所 市役所おもや2階A201会議室

### 2 会議録署名委員

- 16番 朝倉直樹 委員      18番 大室正行 委員  
11番 市川耕作 委員（会長）

### 3 出席委員

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 糟谷嘉孝 委員  | 2番 千金楽千詠 委員  |
| 3番 住崎岩衛 委員  | 4番 菊池伸明 委員   |
| 5番 市川光 委員   | 6番 平田佳子 委員   |
| 7番 小牧直子 委員  | 8番 土屋真理子 委員  |
| 9番 堀江昭夫 委員  | 10番 高橋規実代 委員 |
| 11番 市川耕作 委員 | 12番 戸井田昭次 委員 |
| 13番 吉野英治 委員 | 14番 高木一郎 委員  |
| 15番 澤井正 委員  | 16番 朝倉直樹 委員  |
| 17番 石坂成雄 委員 | 18番 大室正行 委員  |
|             | 20番 松村昌治 委員  |

### 4 欠席委員

- 19番 榎本重雄 委員

### 5 議 長

- 11番 市川耕作 委員（会長）

### 6 事務局（説明員）

- 高野和夫局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
  - (2) 1月度活動報告について ……資料No. 2
  - (3) 次回の総会開催日  
日 時 令和6年2月26日(月) 午後2時から  
場 所 市役所おもや4階A401会議室
  - (4) その他

午後 2 時 0 0 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、新年初めての総会ということで、今年もよろしく願いいたします。

それでは時間になりましたので、ただ今より第 7 回府中市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、19 番、榎本委員さんから、都合により欠席の連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合によりまして、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例によりまして、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は 16 番、朝倉委員さん、18 番、大室委員さんをお願いしたいと思います。

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は 3 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第 5 条関係。

第 1 項、譲受人は練馬区石神井町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は紅葉丘〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇の〇〇、2. 64 平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和 5 年 1 月 15 日、転用の目的は駐輪場となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

なお、現地は、9月に建売住宅を目的に転用届出が提出された場所に接していて、その建売住宅を建てている建築業者に譲渡するものです。

第2項、譲受人は武蔵台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は相模原市中央区富士見〇の〇の〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇の〇、〇〇、〇〇の合計3筆、118.51平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年12月18日、転用の目的は専用住宅1棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

なお、本件は5月に〇〇〇〇〇が建売住宅3棟建築を目的として所有権を得たものですが、その後、購入者の要望を受け建築条件付き宅地販売に計画変更されたので、再度の転用となったものでございます。すでに1棟は再度の転用届出が出ており、残りの1棟も、今後、転用届出が出されると思われれます。

第3項、譲受人は府中市宮町〇の〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は矢崎町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇、151平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年1月9日、転用の目的は駐車場となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） 第1項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、現地の確認は、昨年12月26日に行ってきました。一帯にはほぼ道路が出来ておりまして、一区画だけ残ったところにネギが出来ていて、売れ残ったような土地で特に問題なく、すぐ道路になると思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。それでは第2項については私です。

3、4ページになります。本項は以前相続で売却された土地を、譲渡人から更に個人へ売却されるものになります。現在、住宅用地に基礎が出来つつありまして、なんら問題ない状況にあります。

続きまして第3項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地確認したところ、何も植わっていない更地の状態になっていました。特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。何か質問やご意見はございませんでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することにいたします。

次に、「第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇。特例適用農地は押立町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、田、741平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は四谷〇の〇〇の〇、〇の〇の〇、日新町〇の〇〇の〇〇、〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇の合計8筆、田、1,952平方メートル。

8から10ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

12から14ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、15、16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます

○議長（市川委員） はい、第1項、糟谷委員さん如何ですか。

○委員（糟谷委員） はい、1月8日に現地の確認に行きました。かぶ、大根、春菊、小松菜、ほうれん草などが栽培されております。この収穫ももう終盤で、いくらかも残っていません。全体的によく手入れされており、問題ないと判断します。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

続きまして、第2項は私です。12から16ページになります。先日14日に現地を見てまいりまして、まず15ページ中央の当該地ですが、相続の最中でここにはタマネギなどが植わっていて、農地として問題ないと思っています。

また次の16ページは結構広いのですが、当該地の上側は柿の木等が6本ほど植わっている状況で、下側はネギですとかやはり秋野菜の残骸がありますけれど、農地として使われているので問題ないと思います。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することにいたします。

次に、「第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は5件です。

第1項から第5項の現地確認の委員さんを事務局から報告をお願いします。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年12月10日から令和5年12月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の合計5筆、田、1、762平方メートル。

第2項、次の者が令和3年1月7日から令和5年12月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇から〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇から〇、〇〇の〇、〇の合計

19筆、田と畑を合わせて5,437平方メートル。

第3項、次の者が令和3年1月21日から令和5年12月25日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、2,495.91平方メートル。

18ページに移りまして、第4項、次の者が令和3年1月28日から令和6年1月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、南町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、矢崎町〇の〇〇の〇の合計10筆、田と畑を合わせて5,353.20平方メートル。

第5項、次の者が令和3年1月25日から令和6年1月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、片町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、片町〇の〇〇の〇、〇、〇、美好町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇、〇の合計8筆、畑、2,728.58平方メートル。

19、20ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米等を生産しています。

21ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

22、23ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

24ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

25、26ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、小松菜他各種野菜を生産しています。

27ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

28、29ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米、さといも等を生産しています。

30、31ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

32、33ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、かき、くり、じゃがいも等を生産しています。

34、35ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、10日に現地確認に向かいました。米を作った後で、ずっと田んぼをやっているようで、その後耕耘されていまして、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

続きまして第2項は私です。14日に見てまいりました。22から24ページになります。24ページの地図ですが、上の方は全て田んぼになっておりまして、現在は刈り取った後の耕した状態になっております。下の方の右側はハウスが1つとタマネギが植わってございました。左側の方は秋野菜の大根などの残骸が残っておりますが、四谷でも代表的な農業者でありまして問題ないと思っております。

○議長（市川委員） 続きまして、第3項、高木委員さん、如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、案内図27ページです。19日に現地の確認に行きました。全体的に草が生えていましたが、よくよく見ると草を片付け始めているようなところがあり、どうしたものか見ていたら、前任の農業委員に話が聞けまして、秋口に体を壊したようで、だいぶ良くなってきたので、温かくなってきたら徐々に始めるということでした。草も片付け始めているので、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第4項、朝倉委員さん、如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、案内図30ページの当該地と31ページの左側の当該地については田んぼとなっております、お米を収穫した後のままで、きれいに管理されておりました。31ページの右側の当該地はトラクターがきれいに掛けられておりました、特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第5項、住崎委員さん、如何でしょうか

○委員（住崎委員） はい、1月15日に現地に行きました。34ページの案内図の中央になります。ここは栗畑になっていまして、栗畑という形ですがバケツなどのゴミが散乱している状態で、手入れしているのかなという状況でした。35ページの左上の方についてはここも栗畑ですが、道路際のところには葉物だとか、長ネギだとかの野菜が植わっていて、耕作をちょうどやっていたので、34ページ農地は管理をよくするように指導をしました。右側の方はここも道路端の所に野菜、奥にはキウイとかが植わっていました。特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項から第5項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項は証明することといたします。

次に、6「その他」に入ります。

はじめに（1）資料No.1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、今回は買取申出が4件ありますが、何かご意見ありますでしょうか。（…）

この解除はやむを得ないと思いますが、買取り申請について東京都から、市で買い取る場合に補助金が出るという話がありますよね。買取り申請に対して市がそのまま農地として買取するような場合、東京都が補助金を3分の2出すという話があります。

いろいろ条件はあると思いますが、都市農地を確保、維持していくということで、府中市が買取の場合に東京都から3分の2の補助金が出るという、例えば3億円でしたら、2億円が東京都から補助されるという、各市町村からそういう予算を組んで買い取るということをすれば、東京都が補助するという制度があります。

始まったばかりだと思いますが、皆さんも頭に入れておいた方がいいと思います。

なければ、（2）資料ナンバー2「1月度活動報告について」ですが、12月21日は農業委員会。1月4日は賀詞交歓会。1月12日は都市計画審議会。今の補助金の話は、この都市計画審議会でも出ました。何かありますか。（…）

次に（３）の「次回の総会開催日」ですが、２月２６日、月曜日、午後２時から４階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、（４）のその他ですが、委員さんからありますか。

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（原口事務職員） はい、先だって議案書と一緒に送りました、東京都農業委員会・農業者大会についてです。日時は令和６年２月１５日、木曜日、午後１時開会、会場は昭島市のF O S T E Rホールとなっております。当日は借上バスを手配しておりますので、昼食をお済ませの上、午前１１時３０分に、昨年同様裏面の集合場所にご集合ください。

こちらの大会については、農業委員のみなさま全員にご参加をお願いしておりますので、本日時点でご都合が悪い方がいらっしゃいましたら、お帰りの際にその旨をお伝えいただきますよう、お願いいたします。以降、ご都合がつかなくなった際には、その都度農業委員会にご連絡ください。

最後に、こちらもお配りいたしました、東京都農業会議より、農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集についてのお願いがありました。こちらは一口千円以上で個人による送金を基本としておりますが、農業委員会ごとにまとめることもできます。参考までに熊本地震の際には、親睦会より１０万円を寄付いたしました、いかがいたしましょうか。

○委員（菊池職務代理） はい、最近残高が分かっていないので、親睦会費の残高が１０万円なら１０万円出せないと思いますが、残っている残高と今後の予定の、出費しないといけない予備費の部分を引いて出せる範囲で、会長判断でよろしいんじゃないですか。以上です。

○事務局（榎澤事務職員） はい、府中市の農業委員会として、親睦会の方から基本１０万円と考えていますが、残高を見ながら調整していくということで、よろしくをお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、一点説明させていただきたい案件がございます。府中市農業振興褒賞式典役割分担という資料をお手元にご用意お願いいたします。先日の農業委員会総会の時に、日程を口頭でお伝えした案件になります。日時は令和６年２月７日、水曜日、午後１時半から、府中市農業振興褒賞式典を、府中の森芸術劇場の２階にあります平成の間で実施いたします。

資料にはございませんが、内容といたしましては、今年の６月に経営部会でご協

議いただいて、7月に総会で報告させていただいた、府中市優秀農業経営者等の褒賞状の授与、とあとは品評会の受賞者の方々への授与、認定農業者の方々への認定証の交付を行った後に、農業会議の方から講師の方をお招きして農業に関する講演会を開催してということで、おおむね4時位の終了を予定しております。

それに関しての、農業委員さんの役割分担ということで資料を作りさせていただいております。

①の集合時間といたしましては、催し物が始まる30分前の午後1時にご集合をお願いしたいと思います。

役割分担としましては表に書いてある通りですが、今回受賞の対象となる市川会長、市川光委員、小牧直子委員につきましては、今回は受賞される側ということで役割分担はございません。

裏面を見ていただいた方が分かりやすいと思いますので、裏面を見てください。1時に集合していただいた後に、まず、土屋委員、住崎委員、大室委員はそれぞれ図の配置の場所で、いらっしゃった農家の方、受賞者の方、来賓の方ですとかにお声掛けをしていただいて、会場は2階である旨をお伝えいただけたらと思います。

②芸術劇場2階につきましては、受付図がありますが、総括として菊池職代と澤井職代になっていただきます。

受付については平田委員、堀江委員、朝倉委員、吉野委員、が来場される受賞者の方、来賓の方、その他生産団体の長の方々の受付の担当をお願いいたします。

その他の委員の方につきましては、受付の横で控えていただいて、いらっしゃった方々をお席に案内する係という形をお願いしたいと思います。以上のような形で1時半まで作業していただいた後は、実際に会が始まりますので、そうしましたら中に移動していただいて、実際に授賞式を見守っていただけたらと思います。説明は以上になりますが、当日ご都合が現時点でつかない方はおられますか。(…)

説明は以上になりますが、何かご質問はございますか。(…)

大丈夫でしょうか。そうしましたら、当日までまだ日にちがありますから、どうしても都合がつかなくなってしまうとか、ここはちょっと疑問だとかいうことがあれば、事務局の方にお尋ねいただけたらと思います。よろしく願いいたします。  
○議長（市川委員） はい、そういうことで2月は7日と、15日がありますので、極力皆さん出席をお願いしたいと思います。

他に、何かございますでしょうか。(…)

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第7回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時30分閉会